

第9回 教員免許更新講習

現在、教育に関する関心度はかなり高いと言ってよいだろう。2006年12月の教育基本法の改正に始まり、英語に関して言えば、小学校への英語教育導入（外国語活動）など枚挙にいとまがない。しかし、その中で、教員免許の更新制度に関する導入は、現場の教員にとって、また、教員養成校にとってみると、非常に大きな関心事である。

2008年4月1日（20文科初第69号）の付けの「教員免許更新制の実施に係る関係省令等の整備について」（通知）が文部科学省事務次官の銭谷眞美氏より関係機関や関係機関長に発信された。重要なところは「教育職員免許法施行規則」（以下「施行規則」という。）の改正、「免許更新講習規則」（以下「更新講習規則」という。）が2008年3月31日に公布され、2009年4月1日より施行となったことだ。

1 教員免許の更新制度導入までの流れ

教員免許の更新制度は教員の資質向上の考え方の中から出てきた結果である。教員が大量に必要であった時代から質の向上が求められてきた時代にあっては、当然の結果とも言えるが、この10数年程の流れをあらためて時系列で見てみよう。特に2006年10月の教育再生会議設置以来、教員免許の更新制度が加速度的に進んだ。

1991年 4月 中央教育審議会「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について（答申）」

1997年 7月 教育職員養成議会「新たなる時代に向けた教員養成の改善方策について」

2000年 12月 教育改革国民会議「教育を変える17の提案」

2001年 4月 中央教育審議会「今後の教員免許制度の在り方について」（諮問、文部科学大臣諮問理由説明）

2001年 11月 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会

- 「今後の教員免許制度の在り方について」中間報告についての部会案の審議
- 2001年 11月 中央教育審議会初等中等教育分科会「今後の教員免許の在り方について」中間報告についての部会案の審議
- 2002年 2月 中央教育審議会「新しい時代における教養教育の在り方について（答申）」
- 2002年 2月 中央教育審議会「今後の教員免許制度の在り方について」
- 2003年 12月 中央教育審議会総会「今後の教員免許制度の在り方について」中間報告案の審議（文部科学大臣諮問）
- 2004年 10月 中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について」
- 2005年 3月 中央教育審議会初等中央教育分科会教員養成部会に「専門職大学院ワーキンググループ」「教員免許制度ワーキンググループ」を設置
- 2005年 6月 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会「教員免許制度の改革、とりわけ教員免許更新制の導入について（議論のたたき台）」
- 2005年 10月 中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造（答申）」
- 2006年 7月 中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」
- 2006年 10月 教育再生会議設置
- 2006年 12月 教育基本法改正
- 2008年 1月 教育再生会議「社会総がかりで教育再生を・最終報告～教育再生の実効性の担保のために～」
- 2008年 2月 教育再生懇談会設置（教育再生会議廃止）
- 2009年 4月 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部改正、教育職員免許法施行規則の一部改正、免許状更新講習規則施

行（2008年3月31日公布）

先ず、2004年10月の中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について」では2つの検討事項が提示された。

- (1) 教員養成における専門職大学院の在り方について
- (2) 教員免許制度の改革、とりわけ教員免許更新制の導入について⁽¹⁾

ここで注目している教員免許更新制度については以下のような説明がある。

第二は、教員免許制度の改革、とりわけ教員免許更新制の導入についてであります。

現在、教員免許制度は、教育職員免許法に基づき、学士の学位等一定の基礎資格を有し、大学等の教職課程において所要の単位を修得した者に対して、終身有効の教員免許状を授与する制度となっております。

これまで、教員免許制度については、教育職員養成審議会等の答申を踏まえて、専修免許状の創設や教員免許状の取得に必要な単位数の引き上げ、教職に関する科目の充実等、教員の資質能力の向上に関わる様々な改善を図ってきたところであります。

一方、現在の教員免許制度については、教員免許状の授与に際して、実際の教科等の指導力や適格性等を含めた教員としての全体的な資質能力は必ずしも十分に判断されていないこと、また教員採用者数に比べて、教員免許状取得者数をはるかに多く、この中には教職を志望しない者も少なからず含まれていることなどが指摘されております。

このような現状や課題等を踏まえ、教員免許状が教員として必要

な資質能力を確実に保証するものとなるようにするとともに、教員一人ひとりが常に緊張感を持って、自己の資質能力の向上のために一層研鑽を積むようにするためには、教員免許制度を改革し、教員免許更新制を導入すること等について、検討する必要があると考えております。

具体的には、①教員免許更新制の導入の意義及び位置づけ、②教員免許状の授与の仕組みや更新手続きなど教員免許更新制の具体的な制度設計、③教職課程の履修状況を十分に判断した上で教員免許状を授与するための方策、④学部段階の教職課程の改善・充実方策、⑥教職課程の認定に係る審査等の見直し、⑤教員免許状の種類の内り方、⑦教員免許状と教員の処遇との関係等を中心に御検討をお願いいたします。⁽²⁾

上記の諮問を受けて、本格的な審議等があり、2006年7月11日の「今後の教員養成・免許制度の内り方について（答申）」の発表となったのである。ここでは教員免許更新制度を中心に扱うことになるが、同答申の「はじめに」の中で、

近年、子どもたちの学ぶ意欲の低下や規範意識・自律心の低下、社会性の不足、いじめや不登校等の深刻な状況など、学校教育における課題は、一層複雑・多様化するとともに、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）や高機能自閉症等の子どもへの適切な支援といった新たな課題も生じてきている。⁽³⁾

とあるように、子ども達への支援が多様化していることも教員の負担や多忙化の大きな一因となっていることも触れておきたい。すべての教員に対してLD、ADHD、高機能自閉症等の子どもへの支援を求めて行くこと自体に無理はないのかどうかも、現実的な問題として課題が残るのではないだろうか。

2 更新講習制度の講習内容

2008年3月31日に公布された更新講習制度の内容を確認しておきたい。これまでの経緯の中で取り上げがられたものの、実際にはまだ反映されていないものもあるが、現職で所要資格を得てから10年以上経過した者に対して実施されることとなった。実際のしくみについては2008年4月の文部科学省初等中等教育局教職員課「〈解説〉教員免許更新制のしくみ」でも説明されている。

免許状更新講習とは、文部科学大臣の認定を受けて大学などが開設する、最新の知識技能の修得を目的とする講習のことを指しています。⁽⁴⁾

「最新の知識技能の修得」が主目的であることがはっきりと打ち出されている。ではその具体的な内容について見てみたい。

(4) 免許状更新講習の内容

i) 更新講習の内容

免許状更新講習の内容は大きく分けて次の2つに分けられます。

①教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項（以下「教育の最新事業」という。）すべての教員に共通する事項を扱うものです。具体的には、「教職についての省察」「子どもの変化についての理解」「教育政策の動向についての理解」「学校の内外での連携協力についての理解」を主な内容とします。

②教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項

学校種・教科種などに応じた内容を扱うものです。各教科の指導法やその背景となる専門的内容、生徒指導等、幼児・児童・生徒に対する指導力に係る各論的な内容を中心に扱います。

ii) 更新講習の受講時間

更新講習はあわせて30時間以上受講・修了する必要があります。

このうち、

- ①「教育の最新事情に関する事項」については12時間以上
- ②「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」については18時間以上それぞれ受講・修了することが必要になります。⁽²³⁾

なお、更新講習を開設出来る者は、以下の通りである。

①大学・大学共同利用機関

更新講習は大学を中心として開設されることとなります。したがって、ほとんどの方は大学で更新講習を受講していただくこととなります。

②指定教員養成機関

③都道府県・政令指定都市・中核市教育委員会

④文部科学大臣が指定する法人（独立行政法人、公益法人など）⁽⁵⁾

現状では、教員養成校（大学及び短期大学等）が中心に講習会を実施することとなる。都道府県・政令指定都市・中核市教育委員会と大学等との連携は積極的には行われていない。本来であれば、教育委員会がもっと主導的な立場であったもよいと思われるが、実際には、各都道府県で中心となる大学が予備更新講習などを開催し、文部科学省がその情報をインターネットを通して発表しているに過ぎない。少なくとも、2009年4月に教員養成校がすべて更新講習を開催するわけではない。まだまだ、実施には準備が必要というのが現状である。⁽⁶⁾

2005年10月、教員免許の更新制度についての答申が発表されたが、これを実現させるためには、免許状を発行している各都道府県の教育委員会がどのように推し進めていけるのかが大きな鍵を握ることだろう。も

ちろん主管は文部科学省であるが。すべての講習や研修を教育委員会で実施できるわけでもないだろう。となると、各教員養成校に対してどのようなことを求めてくるのか、気になるところだ。教員の多忙化という大きな問題を抱えながら、資質向上とはいえこうした更新制度を導入することによって、現場の現職教員にさらに多忙化を課すことになる。また、講習や研修をする側の準備はいったいどうなるのかなど、問題はまだまだ山積している。

2006年12月には教育基本法が改正され、教育振興基本計画には「教員免許更新は最優先課題」とある。教員の資質向上について反対するつもりはないが、講習や研修の内容についての検討は大いに議論を深めてもらいたいところである。時代にあった教員の資質を向上させるとすれば、情報化社会ということをかなり意識し、高等学校に新たに情報科を必修化したように、教員にもこうした教育機器に関する操作の徹底など、現実的なところはまだまだあるのではないだろうか。教員の方が、時代に取り残され、PCが全く利用できない、インターネットが使えない、メールが出来ない方が疑問が残るようにも思える。あるいは統合教育へ耐えうる教員養成を行うのか、あるいは問題を抱える幼児・児童・生徒への支援をどこまで行うのか、いずれにしてもある程度のガイドラインがなければ、何をさして教員の資質向上というのかははっきりして来ないだろう。文部科学省の言う「教員の資質」とは、教員となる者への人間性を扱うことになるのではないだろうか。教育職員となる心構え、あるいは職業観などの確立も重要な役割を果たすことになる。「教員の資質」とは何かをはっきりさせない限り、免許更新制度は単なる制度化に終わってしまうのではないだろうか。

2008年3月には更新講習規則がすでに公布され、2009年4月には施行されるわけだが、「教員の資質」の定義をはっきりさせない限り、「最新の知識技能の修得」も単なるお題目になってしまう危険性がある。また、実際に講習を行うのは大学・短期大学といった教員養成校が中心となるが、都道府県・市町村等の教育委員会からのアプローチはほとんどなく、

教員養成校に丸投げといった状態である。実際に講習を行う現場を置き去りにして、2009年4月には本格的にスタートした。

3 実際の講習の事例

筆者は2009年8月、2010年8月と選択講習の中の「英米文学」を担当した。その中のおもな講習内容を紹介しておきたい。時間は2009年度は120分、2010年度は90分であった。主な内容は以下の通りである。

(1) 2009年8月の更新講習

担当分野「英米文学」(認定番号：平 21-30100-54393 号)

- 1 英語科 区分「英米文学」の位置付け
- 2 教員免許更新講習の意義
- 3 英国史と英文学史
- 4 米国史と米文学史
- 5 シェイクスピアの名台詞
- 6 日本における英文学受容史
- 7 アニメを通じた国際文化交流
 - 1 文化としてのアニメ
 - 2 アニメの社会的評価
 - 3 メディア芸術としてのアニメ
 - 4 英語教材としてのアニメ

免許講習の最大のポイントは最新の情報を大学側として発信していくことである。従って、単なる過去の振り返りではいわゆる10年研修と同じになってしまうことから、工夫が必要である。筆者は英米文学の範疇から、英米文学の作品や映画作品の中から例文として活用できるようなを提示した。特にハリー・ポッター・シリーズや大統領演説なども活用した。さらに英米文学史についてを漠然と紹介するのではなく、テーマ

として「文学と科学」を取り上げた。また、「アニメを通じた国際文化交流」ではマンガやアニメを取り上げたが、受講者がそのマンガやアニメを見ているかどうかによって大きく反応が異なった。

(2) 2010年8月の更新講習

担当分野「英米文学」(認定番号:平22-30102-60046号)

- 1 英語科 区分「英米文学」の位置付け
- 2 教員免許更新講習の意義
- 3 英国史と英文学史
- 4 米国史と米文学史
- 5 アニメを利用した英語教材研究
- 6 ファンタジー文学の行方—文学と科学—
- 7 気になる言葉

【メディア芸術】

【クール・ジャパン】

【Patrick W. Galbraith. *The Otaku Encyclopedia*. (2009)】

講習2年目では昨年よりも更に具体的な内容とした。英米文学史もテーマをファンタジーとし、映画化された英米文学作品を特に取り上げたほか、「7 気になる言葉」では「メディア芸術」としてマンガ、アニメを取り上げた。そのおもな内容は「第3回 マンガ/アニメを利用した英語教材研究」の通りである。これをパワーポイントを利用しながら紹介した。しかし、実際の講習では現物の展示や資料を提供することが最も有効と思われた。それは講習後もその内容を生かせるからだ。インターネットで検索はできて、実際の本や資料を見ることにより、教員はその具体性を知ることとなり、モチベーションが上がるからである。

更新講習制度はどのような講習をするかも実際のところ大きな課題とあってよいだろう。担当者として責務の大きさを痛感させるところである。

注

- (1) 中央教育審議会『今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）』（中央教育審議会、2006年7月）、p.164.
- (2) Ibid., p.166.
- (3) Ibid., p.1.
- (4) 文部科学省「免許更新講習の概要」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422/007.htm)(2008年9月29日アクセス)
- (5) Ditto.
- (6) Ditto.